

★インボイス登録と令和5年度税制改正について

今年の10月から開始するインボイス制度について、3月末時点の登録件数等について国税庁から発表がありました。それによると3月末の登録件数は約268万件（申請ベースでは320万件）となり、申請から登録までの処理期間はe-Tax提出で約3週間・書面提出で約2か月が見込まれています。

今回はそのインボイス登録の申請期限と令和5年度税制改正（インボイス制度関連）についてご案内します。（若林茂）

◎インボイス登録の申請期限について

インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要がありました。しかし、令和5年度税制改正により、令和5年4月1日から9月30日までの申請については「困難な事情」の記載のない登録申請書の提出であっても10月1日を登録開始日として登録を受けることが可能となりました。実質的には申請期限が9月30日まで延長されたことになります。

◎令和5年度税制改正について（一部抜粋）

①2割特例

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になる場合には、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（売上税額の100分の80に相当する金額）とすることができるとなりました。

この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することから「2割特例」と呼ばれ、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間がその対象期間となっています。

消費税の計算方式には「一般課税」と「簡易課税」がありますが、そのどちらを選択していても事前の届出なしに、申告時にこの「2割特例」を選択することができます。

【ポイント】

新たに消費税を納めることとなる事業者の事務負担・税負担を考慮して、およそ3年間の期限付きで簡易な税額計算と少なめの納税額を認めようというもの。

ただし、卸売業や還付がある場合には必ずしも有利とはいえないので注意が必要。

②少額取引（1万円未満）の特例

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間(※)における課税売上高が5千万円以下の事業者は、少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができることとなりました。

※特定期間とは、個人事業主：前年1月～6月までの期間、法人：前事業年度の開始の日以後6か月の期間
この特例は令和5年10月1日から令和11年9月30日まで（6年間）に行う課税仕入れがその対象となっています。

【ポイント】

本来は少額であってもインボイスの保存は必要だが、中小規模の事業者については急激な事務負担増加への対応が難しいことから6年間の緩和期間が設けられた。

なお、「税込1万円未満」の判定は、一商品ごとの金額ではなく一回の取引の合計額で行うので注意が必要。

◎まとめ

インボイス制度については、フリーランスの方々をはじめその導入について廃止や延期を求める意見も多く、制度開始が迫ったこの時期においても改正が行われるなど不確定要素があることも事実です。しかし、制度開始を前提に、早めの準備・正しい知識・制度の最新情報の把握に努めることをお勧めします。